

小田原市における新規就農の方法

新規就農するには、次の2つの条件を満たす必要があります。

- ① 〈農業者または農業法人の元で最低2年間〉 or 〈神奈川県立かながわ農業アカデミーの学生である場合は最低1年間〉、農作業（研修）に従事した実績が証明できること。
※最低2作することを想定し、研修期間は2年間を設定します。
※研修内容は、栽培技術のほか、販路の確保など、自分で経営するために必要な事項を含みます。
 - ② 就農後5年間の営農計画が立てられること。
- ①・②の条件を満たした上で、次の2名の方から推薦を受けます。
- ・就農する地区の農業委員（必須）
 - ・就農する地区の農地利用最適化推進委員 or 農業経営士 or 認定農業者
or 農業アカデミー（いずれか1名必須）
- ※上記の方とお知り合いでない場合は、地権者や研修先の農業者より紹介していただいてください。あるいは、農政課や農業委員会事務局から話をつなぐことも可能です。



最初の 農地の貸し借り（農用地利用集積等促進計画）

農用地利用集積等促進計画とは？

農地の貸し借りの方法の一つで、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づいた制度です。農地中間管理機構（公益社団法人神奈川県農業会議）が地権者から農地を借り、耕作者に転貸します。（※市街化区域は除く）

就農1年目は、農地を借りる期間は1年間のみです。まずは1年間営農していただき、問題がなければそれ以降は、複数年の貸し借りが可能となります。

詳しい手続き方法や必要書類についてはお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

小田原市経済部農政課農林業振興係（小田原市荻窪300番地 小田原市役所 4階）
TEL 0465-33-1494